

児童扶養手当・ 特別児童扶養手当の現況届

問い合わせ 福祉課 ☎2148

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けている方は、「現況届」または「所得状況届」を福祉課へ提出してください（郵送不可）。

この届出がないと、受給資格があっても8月以降の手当の支給が停止されますので、必ず提出をお願いします。
対象となる方には、あらかじめ届出用紙を郵送します。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出期間	8月1日(火)～8月31日(木)	8月10日(木)～9月11日(月)
必要なもの	○現況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○養育費等に関する申告書 ○生計維持方法等確認書 ○借家の場合、家賃を支払ったことが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど) ○平成29年度の課税台帳記載事項証明書(平成29年1月1日に大竹市に居住していなかった方のみ。同居している父母や兄弟も必要です。) ○光熱水費を支払ったことが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど) その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。	○所得状況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○所得・世帯状況等確認同意書 ○平成29年度の課税台帳記載事項証明書(平成29年1月1日に大竹市に居住していなかった方のみ。同居している父母や兄弟も必要です。) ○受給者、配偶者および扶養義務者、対象児童の個人番号が分かる書類(個人番号カード、個人番号通知カードなど) その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。
その他	「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。	